

改正案	現行
<p>（勧誘の相手方が多数である場合）</p> <p>第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（次項、第一条の六及び第三条の三第一項において単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。</p> <p>2 前項における人数の計算については、新株予約権証券（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。</p> <p>一 当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合 勧誘の相手方である当該会社等の取締役又は使用人</p>	<p>（勧誘の相手方が多数である場合）</p> <p>第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘（第一条の六及び第三条の三第一項において単に「取得の申込みの勧誘」という。）を行う場合とする。</p> <p>（新設）</p>

二 当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合 勧誘の相手方である次に掲げる者

イ 当該会社等の取締役

ロ 当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の経理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

）

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一 株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に

（適格機関投資家向け勧誘に該当する場合）

第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、当該有価証券が次に掲げる有価証券以外の有価証券である場合であつて、当該有価証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家（同項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十八条の二において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

一 株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第三条の六、第十七条の三の二及び第二十八条において「優先出資証券」という。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に

規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株予約権証券、新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株予約権付社債券、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。以下この条において同じ。）、新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二（略）

三 社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（第三十二条の二第四号において「投資法人債券等」という。）を含み、新株予約権付社債券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四（略）

規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（第三十二条の二第三号及び第三十三条の二第二号において「投資証券等」という。）を含む。第一条の七及び第三条の二において同じ。）、新株引受権証書（優先出資法に規定する優先出資引受権証書を含む。第一条の七、第三条の二及び第十七条の三の二において同じ。）、新株引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券を含む。第一条の七において同じ。）、転換社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券を含む。以下この条において同じ。）、新株引受権付社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下この条及び第一条の七において同じ。）その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二（略）

三 社債券（資産流動化法に規定する特定社債券並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券（第三十二条の二第四号において「投資法人債券等」という。）を含み、転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの

四（略）

(少数向け勧誘に該当しないための要件)

第一条の六 (略)

2| 前項における人数の計算については、第一条の四第二項の規定を準用する。

(少数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二条第三項第二号口に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券、新株引受権証書若しくは新株予約権証券(法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この条及び第三条の二において同じ。)又は同号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国出資証券」という。) 当該株券、当該新株引受権証書若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券(以下この号において「当該株券等」という。)の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)(のいずれかに該当する株券又は外国出資証券(当該発行者が株式(優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号において同じ。)(若しくは出資に係る利益(剰余金を含む。以下この

(少数向け勧誘に該当しないための要件)

第一条の六 (略)

(新設)

(少数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二条第三項第二号口に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券若しくは新株引受権証書(法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この条及び第三条の二において同じ。)又は同号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国出資証券」という。) 当該株券若しくは当該新株引受権証書に表示された権利の行使により引き受けられることとなる株券又は当該外国出資証券(以下この号において「当該株券等」という。)の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)(のいずれかに該当する株券又は外国出資証券(当該発行者が株式(優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号において同じ。)(若しくは出資に係る利益(剰余金を含む。以下この号において同じ。)(若しくは利息の配当、残余財産の分配

号において同じ。)若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる種類の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。)を既に発行している者でない場合

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券(法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。)で新株予約権又は新優先出資引受権(資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下この号において同じ。)若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利(以下この号において「新優先出資引受権等」という。)が付されているもの次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券が前号に定める要件に該当すること。

ロ 当該有価証券(当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、資産流動化法に規定する特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができる場合には、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し又は買い付けた者が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限

利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる種類の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。)を既に発行している者でない場合

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券(法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。)で新株引受権(資産流動化法に規定する新優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。)又は株券に転換する権利(以下この号において「新株引受権等」という。)が付されているもの次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株引受権等の行使により引き受けられ、又は転換されることとなる株券が前号に定める要件に該当すること。

ロ 当該有価証券(当該有価証券が新株引受権付社債券である場合であつて、社債券(資産流動化法に規定する特定社債券を含む。以下この号において同じ。))と分離して新株引受権のみを譲渡することができる場合には、当該社債券及びこれとともに発行される新株引受権証券)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し又は買い付けた者が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁

が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

三 (略)

(均一の条件で多数の者を相手方とする場合)

第一条の八 (略)

2| 前項における人数の計算については、第一条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「取得の申込みの勧誘」とあるのは「売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘」と、「勧誘の相手方」とあるのは「売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘の相手方」と読み替えるものとする。

(少数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘)

第三条の二 法第二十三条の十三第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、同項に規定する取得の申込みの勧誘で、当該勧誘に係る有価証券が株券、新株引受権証書、新株予約権証券若しくは新優先出資引受権証券又は法第二十一条第八号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有する有価証券(同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。)であるものとする。

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

三 (略)

(均一の条件で多数の者を相手方とする場合)

第一条の八 (略)

(新設)

(少数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘)

第三条の二 法第二十三条の十三第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、同項に規定する取得の申込みの勧誘で、当該勧誘に係る有価証券が株券若しくは新株引受権証書又は法第二条第一項第八号に掲げる有価証券(同項するものを含む。)であるものとする。

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式）第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。）に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一 株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二・三（略）
2（略）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第七条（略）

2 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二 新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

（削る）

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券（商法）明治三十二年法律第四十八号（第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。）とする。

一 株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二・三（略）
2（略）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第七条（略）

2 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

（新設）

一 新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

二 転換社債券を有する者がその転換の請求により行う株券等の買付け等

三・四（略）

3・4（略）

5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

- 一 会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下この号、第十五条の三第一項第一号（ロ及びニを除く。）及び第三十一条において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二・四（略）

（特別の関係）

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一（略）

- 二 その者が法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）に対して当該法人等の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条並びに第十五条の三第一項第一号ロ及びニ並びに第二項において同じ。）の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人

三・四（略）

3・4（略）

5 法第二十七条の二第一項第五号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

- 一 会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える株式を自己の名義をもつて所有する場合における当該会社の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するものに限る。）

二・四（略）

（特別の関係）

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一（略）

- 二 その者が法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）に対して当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条において「発行済株式総数等」という。）の百分の二十以上の株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この条

(仮設人を含む。この条において同じ。)の名義をもって所有する関係(以下このにおいて「特別資本関係」という。)にある場合における当該法人びその役員(取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者)つ。以下この条において同じ。)

2 (略)

3 個人(その親族を含む。以下この条において同じ。)とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の株主の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合には、当該個人又は当該法人等は、当該他の法人等に対して特別資本関係を有するものとみなして前二項の規定を適用する。

4 個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合には、当該他の法人等は、当該個人又は当該法人等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

5 前二項の被支配法人等とは、個人又は法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合における当該他の法人等をいう。

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の六 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並び

において「特別資本関係」という。)にある場合における当該法人等及びその役員(取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。)

2 (略)

3 個人(その親族を含む。以下この条において同じ。)とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の発行済株式総数等の百分の二十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合には、当該個人又は当該法人等は、当該他の法人等に対して特別資本関係を有するものとみなして前二項の規定を適用する。

4 個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の発行済株式総数等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合には、当該他の法人等は、当該個人又は当該法人等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

5 前二項の被支配法人等とは、個人又は法人等が他の法人等の発行済株式総数等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合における当該他の法人等をいう。

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の六 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並び

に法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 商法第二百四十五条ノ二第一項、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付け等をする場合
- 二 五（略）

（株券関連有価証券の範囲）

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二・三（略）

2（略）

（対象有価証券に係る権利を表示する有価証券の範囲）

第十四条の四の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

に法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付け等をする場合
- 二 五（略）

（株券関連有価証券の範囲）

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、転換社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二・三（略）

2（略）

（対象有価証券に係る権利を表示する有価証券の範囲）

第十四条の四の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、対象有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

四（略）

（対象有価証券の範囲）

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株券（議決権のない株式に係る株券を除く。）

二 新株引受権証書（新株引受権として議決権のない株式のみを引受け受ける権利のみを付与されているものを除く。）

三 新株予約権証券及び新株予約権付社債券（新株予約権として議決権のない株式のみを取得する権利のみを付与されているものを除く。）

四（略）

三 社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、対象有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

四（略）

（対象有価証券の範囲）

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株券（商法第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式（当該株式を議決権のある株式に転換することができるものに限る。以下この条において「議決権のない株式」という。）に係る株券を除く。）

二 新株引受権証書（新株引受権証券及び新株引受権付社債券（新株引受権として議決権のない株式のみを引き受ける権利のみを付与されているものを除く。））

三 転換社債券（転換権としてその社債を議決権のない株式のみに転換することができる権利のみを付与されているものを除く。）

四（略）

(特別の関係)

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 (略)

二 会社の総株主又は総社員の議決権(法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。以下この条及び第十九条の三において同じ。)の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて所有している者(以下この条において「支配株主等」という。)と当該会社(以下この条において「被支配会社」という。)との関係

三 (略)

2 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

(特別の関係)

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 (略)

二 会社の発行済株式の総数又は出資の総額(それぞれ議決権のあるものに限る。以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて所有している者(以下この条において「支配株主等」という。)と当該会社(以下この条において「被支配会社」という。)との関係

三 (略)

2 夫婦が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

(証券会社と密接な関係を有する者)

第十五条の三 法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者(内閣府令で定める要件に該当する者を除く。)及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一 次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ (略)

ロ 当該法人等の役員(取締役又は監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。以下この項及び次項第一号二において同じ。)及び主要株主(総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。)

ハ (略)

二 イから八までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等(以下この号において「他の法人等」という。)の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

(証券会社と密接な関係を有する者)

第十五条の三 法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者(内閣府令で定める要件に該当する者を除く。)及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一 次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式(議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。)の数の合計が、当該証券会社の発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。)の総数の百分の五十を超えていること。

イ (略)

ロ 当該法人等の役員(取締役又は監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。以下この項及び次項第一号二において同じ。)及び主要株主(発行済株式の総数又は出資額のあるものに限る。以下この条において同じ。)の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者をいう。以下この条において同じ。)

ハ (略)

二 イから八までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等(以下この号において「他の法人等」という。)の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二 (略)

2 法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ 八 (略)

ニ イから八までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員

二 (略)

3 前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(適用除外取引)

第十六条 法第四十二条の二第一項第一号（法第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項

二 (略)

2 法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一 次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ 八 (略)

ニ イから八までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を所有している場合における当該他の法人等及びその役員

二 (略)

3 前二項の規定を適用する場合において、株式又は出資の所有の判定に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(適用除外取引)

第十六条 法第四十二条の二第一項第一号（法第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（転換社債券を除く。以下この条において同じ。）、同項第九号に

第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条の有価証券に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第六項において準用する場合にあつては、登録金融機関（同条第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）が専ら自己の資金調達のために行つもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行つ場合を含む。）とする。

（金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券）

第十七条の三の二 法第六十五条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第二十一条第十号の二に掲げる有価証券（当該有価証券に係るオプションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。）とする。

一 株券（端株券及び優先出資証券を含む。）、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二・三（略）

（金融機関の証券業務の登録等に関する読替え）

第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に

掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条の有価証券に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第六項において準用する場合にあつては、登録金融機関（同条第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）が専ら自己の資金調達のために行つもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行つ場合を含む。）とする。

（金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券）

第十七条の三の二 法第六十五条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第二十一条第十号の二に掲げる有価証券（当該有価証券に係るオプションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。）とする。

一 株券（端株券及び優先出資証券を含む。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二・三（略）

（金融機関の証券業務の登録等に関する読替え）

第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に

規定する登録金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

第三十七条	株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九條の二から第七十九條の四までにおいて「上場株券等」という。）	有価証券で内閣府令で定めるもの
(略)	(略)	(略)

規定する登録金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

第三十七条	株券、転換社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるもの（第七十九條の二から第七十九條の四までにおいて「上場株券等」という。）	有価証券で内閣府令で定めるもの
(略)	(略)	(略)

第十九条の三 法第百三条第三項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 共同で株式会社証券取引所の対象議決権（法第百三条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。）を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社証券取引所の対象議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同保有者」という。）の関係

二 夫婦の関係

三 会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

2 共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該

第十九条の三 法第百三条第三項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 共同で株式会社証券取引所の対象株式（法第百三条第一項に規定する対象株式をいう。）を取得し、若しくは所有し、又は当該株式会社証券取引所の対象株式に係る株主としての議決権を行使することを合意している者（以下この条において「共同所有者」という。）の関係

二 夫婦の関係

三 会社の発行済株式の総数又は出資の総額（それぞれ議決権のあるものに限る。以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える株式又は出資（それぞれ議決権のあるものに限る。以下この条において「株式等」という。）を所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

2 共同所有者が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有している場合には、当該共同所有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株

会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

- 4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

(安定操作取引の場所及び期間)

第二十二條 (略)

2 (略)

- 3 前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格(新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格 以下この条において同じ。)が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

4 (略)

(関連有価証券の範囲)

第二十七條の四 法第六十三條第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二條第一項第十号の

主等とみなして第一項の規定を適用する。

- 4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等を所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

(安定操作取引の場所及び期間)

第二十二條 (略)

2 (略)

- 3 前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格(転換社債券にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債券にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格 以下この条において同じ。)が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

4 (略)

(関連有価証券の範囲)

第二十七條の四 法第六十三條第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二條第一項第十号の

二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一～四（略）

五 当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

六（略）

（公開買付けに準ずる行為）

第三十一条 法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を

二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一～四（略）

五 当該上場会社等以外の会社の発行する社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、当該上場会社等の特定有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

六（略）

（公開買付けに準ずる行為）

第三十一条 法第百六十六条第六項第四号及び第百六十七条第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券、新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他

含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

第三十二条の二 法第百六十六条第六号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 社債券（相互会社の社債券を含み、新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。）
- 二 四（略）

（特定株券等の範囲）

第三十三条 法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等（同項に

人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等の数（株券（外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この条において同じ。）の合計が当該株券等の発行者である会社の発行済株式の総数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等の数の合計を当該会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

第三十二条の二 法第百六十六条第六号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 社債券（相互会社の社債券を含み、転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。以下この条において同じ。）
- 二 四（略）

（特定株券等の範囲）

第三十三条 法第百六十七条第一項に規定する上場等株券等（同項に

規定する「上場等株券等」をいう。）又は上場株券等（法第二十四条の六に規定する「上場株券等」をいう。）の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二・三（略）

（関連株券等の範囲）

第三十三条の二 法第六十七条第一項に規定する当該特定株券等に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下「関連株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一～四（略）

五 当該公開買付け等に係る特定株券等の発行会社以外の会社の発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、特定株券等により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定株券等による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

六（略）

規定する「上場等株券等」をいう。）又は上場株券等（法第二十四条の六に規定する「上場株券等」をいう。）の発行者である会社の発行する株券若しくは転換社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一 株券、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券

二・三（略）

（関連株券等の範囲）

第三十三条の二 法第六十七条第一項に規定する当該特定株券等に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下「関連株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一～四（略）

五 当該公開買付け等に係る特定株券等の発行会社以外の会社の発行する社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）で、特定株券等により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し、特定株券等による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）

六（略）

(証券会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 前項第十号に掲げる権限で証券会社の支店その他の本店の以外の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社(同項に規定する子会社をいう。次条第三項において同じ。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地(当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

4 6 (略)

第四十四条 (略)

2 6 (略)

7 第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社(同項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若し

(証券会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 前項第十号に掲げる権限で証券会社の支店その他の本店の以外の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社(同項に規定する子会社をいう。次条第三項において同じ。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地(当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

4 6 (略)

第四十四条 (略)

2 6 (略)

7 第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社(同項に規定する子会社をいう。)とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若し

8
～
10
(略)

くは子銀行等をいう。

8
～
10
(略)

くは子銀行等をいう。